

入札告示

札幌市告示第4054号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条規程に基づいて告示します。

令和4年（2022年）10月14日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目5-2

札幌市総務局行政部公文書館管理係 電話 011-521-0205 (FAX 011-521-0210)

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
旧豊水小学校複合施設屋内消火栓用配管修繕業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和5年3月31日までとする。
- (4) 履行場所
旧豊水小学校複合施設（札幌市中央区南8条西2丁目5-2）
- (5) 入札書の記載方法
総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」のうち中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」又は「建物設備等保守管理業」に該当する者であること。
- (3) 札幌市内に事業所があること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 67 条第 1 項又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先上記 1 に同じ。また、下記 URL のホームページからダウンロードできる。
(URL: <https://www.city.sapporo.jp/somu/keiyaku/ippan.html>)
- (2) 入札書の受領期限
令和 4 年 10 月 27 日 (木) 17 時 00 分 (送付による場合は必着)
- (3) 開札の日時及び場所
令和 4 年 10 月 28 日 (金) 9 時 30 分
札幌市公文書館 2 階小会議室 (札幌市中央区南 8 条西 2 丁目 5-2)
- (4) 入札書の提出方法
入札書は、別紙の様式にて作成し、上記(2)の受領期限までに、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和 4 年 10 月 28 日 (金) 9 時 30 分開札「旧豊水小学校複合施設屋内消火栓用配管修繕業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 1 あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 4 年 10 月 28 日 (金) 9 時 30 分開札「旧豊水小学校複合施設屋内消火栓用配管修繕業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 1 あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日、祝日及び札幌市公文書館の閉館日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 詳細は入札説明書による。